

新宿区教育委員会会議録

平成20年第10回臨時会

平成20年11月28日

新宿区教育委員会

平成20年第10回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成20年11月28日(金)

開会 午前 9時34分

閉会 午前 9時52分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員長職務代理者 白井裕子 委員 熊谷洋一
教 育 長 金子良江

説明のため出席した者の職氏名

次 長 渡部優子 教育政策課長 濱田幸二
教育指導課長 上原一夫

書記

教育政策課管理係長 久澄聰志 教 育 政 策 課 安 川 正 紀
教育政策課管理係 岩崎鉄次郎

議事日程

議案

日程第1 議案第91号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第92号 平成20年度新宿区一般会計補正予算(第4号)

開 会

白井委員長職務代理者 ただいまから平成20年新宿区教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の会議には木島委員長が欠席しておりますので、委員長職務代理者である私、白井が会議の運営を行います。

ほかに羽原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

議案第91号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第92号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第4号）

白井委員長職務代理者 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

金子教育長 「日程第2 議案第92号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」については、平成20年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正・円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

白井委員長職務代理者 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第2 議案第92号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長職務代理者 それでは、まず議案第91号の質疑及び採決を行い、議案第92号を非公開により審議いたします。

まず、「日程第1 議案第91号 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第91号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、議案第91号について説明をさせていただきます。

説明につきましては、主に概要とそれから新旧対照表の給料表の部分を中心に説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、91号につきましての提案理由でございますが、特別区人事委員会の勧告、これは平成20年10月10日に出てございます。これに伴いまして、幼稚園教育職員の地域手当の支給割合及び給料表を改定する必要があるためでございます。

概要をちょっと見ていただきたいと思います。大きくそこに書いてございます2点、細かいのを入れると4点になってくるところでございます。

まず1点目でございますが、地域手当の支給割合の改定でございます。これにつきましては、地域手当の支給割合というのは、実は、本則では平成22年までに18%になるようになってございますが、段階的に今引き上げをしているところでございます。現行では、それが14.5%になってございますが、今回、勧告の内容としては16%に上げるということで、1.5%のアップになってございます。その関係が一つございます。これについては、22年度までということなので、今後は21年度が予定としては17%、22年度で18%となる予定になってございます。

それから、2番のところ、これは給料表の改定の部分でございますけれども、その前に対照表を見ていただきますと、制定当初の附則の部分の第5条の部分が、棒線を引いてございますが、100分の14.5が100分の16というところでございます。

それから、2のところ、これは別表の改正でございます。(1)のところにつきましては、給与の職員の部分の、これは毎年やっております民間との比較、実態調査でございます。その結果でございますが、今回は、公民の較差が75円、0.02%になっているということで、ほぼ均衡しているということから、勧告では月例の給与の改定を行わないということでございましたので、それを受けましてこの部分についての改定はございません。

ちなみに、国のほうでは、これは改定はございません。東京都については、若干の引き下げがあるというふうに聞いてございます。その部分についてはそういうことです。

それから、(2)でございますが、(2)は、先ほどありました地域手当の支給割合の引き上げに伴いまして、全体では今回も同じように全体の給与ベースは変わりませんので、その増減はしないように、給与月額を同率程度引き下げることによってございます。これが全体で平均1.34%の引き上げになってございます。原則としては、そういうことで引き下げをしていくということによってございます。

ただし、すべての各号級でそれを下げていくかということではございませんで、後で見ていただきますが、国の初任給との均衡だとか人材を確保する観点を考えますと、初任給までの号級等についてはこの引き下げを行わないこととしまして、初任給付近の号級については

この引き下げを緩和していくと、そんな形で今回給料表ができてございます。

ちょっと給料表を見ていただければと思います。特に2号のところでございますが、1級から3級までございますが、現在、特別区においては2級と3級だけが職員がございまして、1級については東京都からの引き継ぎでございまして、現在この1級の職員はございません。

2級のところを見ていただきますと、これは一般教諭なり教頭までの号級でございますけれども、通常、大学を卒業して初任給になりますと、2級の17号級のところでございます。ここでございますが、それを見ていただきますと、現行と比べまして改定率がゼロになってございます。先ほど申したような理由でございます。

それ以前のところの1号級から17号級までについてはゼロでございますし、もう一つ、それから、その下の部分、2級の18号級から28号級のところでございますが、先ほど平均では1.34%の引き下げと申しました。ここは引き下げ幅が緩和してございまして、0.1%から1.2%の引き下げ幅になってございます。それ以降のところにつきましては、大体1.3から1.4%の引き下げ幅ということで、全体では平均が1.34%の引き下げという形になってございます。

施行日でございますが、平成21年1月1日ということございまして、附則のところ若干調整の規定がございます。附則の2番のところでは、「施行の日前に職務の級を異にして」、これは昇任に伴う昇格等の場合でございますが、そういった場合の一定の調整が入っているという形でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

白井委員長職務代理者 説明が終わりました。

御意見、御質問をどうぞ。

特にありませんか。

〔なしの発言〕

白井委員長職務代理者 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

では、議案第91号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長職務代理者 議案第91号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第2 議案第92号 平成20年度新宿区一般会計補正予算（第4号）」を非公開により審議いたします。

傍聴人の方はいらっしゃいませんね。

午前 9時51分再開

白井委員長職務代理者 以上で本日の議事は終了いたしました。

閉 会

白井委員長職務代理者 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前 9時52分閉会